

## ○議 事 日 程（第 1 号）

平成29年 9 月 7 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 2 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 5 承認第10号 平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第 6 承認第11号 平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第 7 承認第12号 平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第 8 承認第13号 平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認を  
求めることについて
- 日程第 9 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第74号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第75号 関ヶ原町情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第76号 関ヶ原町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第77号 関ヶ原町老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例  
について
- 日程第14 議案第78号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第79号 関ヶ原町営土地改良事業分担金賦課徴収に関する条例の一部を改正す  
る条例について
- 日程第16 議案第80号 関ヶ原町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第81号 平成29年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更  
について
- 日程第18 議案第82号 平成29年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更につい  
て
- 日程第19 議案第83号 平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第20 議案第84号 平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第  
2 号）
- 日程第21 議案第85号 平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第  
3 号）

- 日程第22 議案第86号 平成29年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第87号 平成29年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第88号 平成29年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第89号 平成29年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 報告第3号 平成28年度関ヶ原町の健全化判断比例及び資金不足比率の報告について
- 日程第27 議案第90号 平成28年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 議案第91号 平成28年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 議案第92号 平成28年度関ヶ原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 議案第93号 平成28年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 議案第94号 平成28年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 議案第95号 平成28年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 議案第96号 平成28年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 議案第97号 平成28年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 議案第98号 平成28年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定について
- 日程第36 議案第99号 平成28年度関ヶ原町病院事業会計決算の認定について

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（9名）

|    |        |    |       |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 谷口輝男君  | 2番 | 室義光君  |
| 3番 | 子安健司君  | 4番 | 松井正樹君 |
| 5番 | 田中由紀子君 | 6番 | 中川武子君 |
| 7番 | 澤居久文君  | 8番 | 楠達男君  |
| 9番 | 川瀬方彦君  |    |       |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

|                |        |                |       |
|----------------|--------|----------------|-------|
| 町長             | 西脇康世君  | 副町長            | 柴田安寛君 |
| 教育長            | 中川敏之君  | 監理官兼<br>企画政策課長 | 吉田和司君 |
| 会計管理者<br>兼税務課長 | 藤田栄博君  | 総務課長           | 澤頭義幸君 |
| 地域振興課長         | 高木久之郎君 | 住民課長           | 三宅芳浩君 |
| 健康増進課長         | 澤孝一君   | 産業建設課長         | 西村克郎君 |
| 水道環境課長         | 兒玉勝宏君  | 診療所事務局長        | 小林好一君 |
| 教育課長           | 岩田英明君  | 西消防署長          | 山本喜嗣君 |

○職務のため議場に参加した事務局職員の職・氏名

|        |       |    |      |
|--------|-------|----|------|
| 議会事務局長 | 吉森明博  | 書記 | 中尾浩一 |
| 書記     | 岡村加奈子 |    |      |

### 開会・開議の宣告

○議長（子安健司君） ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第4回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（子安健司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、9番 川瀬方彦君、1番 谷口輝男君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（子安健司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの15日間としたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの15日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（子安健司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成29年5月分から7月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。

これについて御質問はございませんですか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 報告第2号について（提案説明・質疑）

### 日程第5 承認第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第4、報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、及び日程第5、承認第10号 平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについては、関連がございますので一括して議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、報告第2号及び承認第10号について、一括して御説明申し上げます。

去る平成29年6月1日、大垣市内において公用車が前方停車中の車両と接触事故を起こしたことによります損害賠償額の確定により、専決処分をさせていただいたところでございます。

補正予算（第2号）につきましては、損害賠償の額の決定に伴います自動車事故賠償金15万3,000円を追加させていただき、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億8,538万8,000円とする平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）を平成29年6月26日に専決処分により決めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるところでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） それでは、まず報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 詳細を省略されましたが、どういう状況でこういう事故が起きたのか、やっぱり説明を求めたいと思います。

○議長（子安健司君） 町長。

○町長（西脇康世君） 信号で車が前方にとまっていたと。その後、後続で来た車、公用車のほうですが、一旦とまった後、ほかごとをやっておる間にブレーキングがちょっと緩んでしまったということにより、とろとろとろという形でこつんと当たってしまったということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） そうなのは、やっぱり気の緩みみたいなところだと思うんですが、やっぱり公用車を運転する、もちろん自家用車も同じですけども、特に公用車については注意をしていただきたいと思います、答弁を求めます。

○議長（子安健司君） 町長。

○町長（西脇康世君） 公用車を運転する者につきましては、絶えず注意しなければいけないということは当然のことでございますので、改めて職員にも趣旨の徹底をさせていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 関連して、この15万3,986円というのは免責はないのでしょうか。

それともう一つ、相手側の損害はそうなんだけど、こちらの公用車のほうの損害についてはどの程度、そしてその損害部分についてはどういうふう処理されているのか、伺います。

○議長（子安健司君） 町長。

○町長（西脇康世君） 免責はございません、ゼロということです。

それから、こちらのほうの車は相手の車を押しただけで、損害はないということです。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 関連で、前回もこういう物損事故があったと思います。安全運転管理上、やはり今後再発防止に対しての町長の取り組みの考え方をお聞きします。再発防止に向けての今後の取り組みとして、職員に対しどのような指導を行ったのか、これからどのような管理を考えているのかという部分で答えをお願いします。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 事故につきましては、いつも注意をするようにということで、事故のたびごとに企画会議を通じて職員に徹底するように、いろんな注意散漫事故、また不測の事故というのはあるわけでございますので、そういったところは注意するよにということで、通達といたしますか、周知をしながら啓発に努めているところでございます。

そんなようなことで、日ごろからハンドルを持ったときには気を緩めないというのは当然のことでございますので、その点についても改めてまた啓発をしていきたいというふうに思っております。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑は終わります。

これをもって報告第2号の報告を終わります。

続きまして承認第10号 平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第6 承認第11号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第6、承認第11号 平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 承認第11号について御説明申し上げます。

町民プール事務室内のエアコンが故障し、使用できない事案が発生し、夏休み前に対応をする必要がございましたので、空調設備工事費32万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億8,571万2,000円とする平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第3号）を7月19日に専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明については省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 町民プールについては、利用者の方から、シャワー場に入る階段の滑りどめが剥がれて危険だという指摘を受けております。また、フェンスのさびが目立って、だんだんと古くなってきているという感じがするので、今言われた空調設備の故障もあわせて、やっぱりメンテナンスが十分ではないのではないかとこのように思うんですが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（子安健司君） 中川教育長。

○教育長（中川敏之君） 当然、町民の方が利用される上で安全は確保しなくちゃいけないので、そういった危険度の高いところから随時修繕をしていきたいということを考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 7番 澤居久文君。

○7番（澤居久文君） 今、三十何万円の修理費ということですが、何平米の部屋ですかね、あ

れ。部屋の平米、冷房室。

ついでに言っちゃいますけど、そんな三十何万円だったら壁かけタイプが十何万円で買えるはずですが、その辺のというのはどうかなあと思います。

○議長（子安健司君） 岩田教育課長。

○教育課長（岩田英明君） 部屋の大きさですが、約30平米、18畳程度です。

今御指摘をいただいたとおり、通常のビルトインタイプですと今回上げさせていただいた倍くらいかかるということでしたので、壁かけタイプの大き目の18畳用のものをつけさせていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2番 室義光君。

○2番（室 義光君） これは専決で上がっておるわけですがけれども、6月議会の最終日ぐらいでもうこれわからなんだんですか。いつこの発生がわかって修理というか、工事をせんならんというようなことで、何かこのごろ最近専決が多いように思いますので、そこら辺もうちょっと完璧な処理をしていただきたいなあと、こういうふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（子安健司君） 岩田教育課長。

○教育課長（岩田英明君） この件に関しましては7月に入ってから判明いたしましたので、ちょっと6月議会には間に合いませんでした。お願いします。

○2番（室 義光君） はい、わかりました。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第7 承認第12号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第7、承認第12号 平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4

号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(西脇康世君) 承認第12号について御説明申し上げます。

法人町民税の確定申告によりまして過誤納金還付金が発生いたしましたので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万1,000円を追加し、予算総額を36億8,734万3,000円とする平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算(第4号)を7月31日に専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長(子安健司君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第8 承認第13号について(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(子安健司君) 日程第8、承認第13号 平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(西脇康世君) 承認第13号について御説明を申し上げます。

これにつきましても、法人町民税の確定申告により過誤納金の還付金が発生いたしましたので、歳入歳出それぞれ693万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ36億9,427万4,000円とする平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算(第5号)を8月21日に専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、これにつきましても詳細説明は省略をさせていただきます。

○議長(子安健司君) これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 法人町民税については予定納税という形で納めてもらっておるんですよ。それは税務課が状況をつかんで、大体これぐらいということで計算されていると思うんですが、今回の693万1,000円は大変大きいなあと思うんですが、その原因というのは何かわかるんでしょうか。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議員はちょっと勘違いされていると思いますが、企業は前年の営業成績によりまして、それに伴って確定申告されます。その半分の額は予定納税として納めなければならないということになっておりまして、当該年度の決算によりまして成績が悪かったという状況であれば、予定納税分に達しない部分については還付という対象になります。そういったことで、当方といたしましては、あらかじめ予算の中に若干の部分は見込んでおりますが、それ以上の額が還付金として発生したということで、予算内で対応することが困難だということで今回は補正させていただいたということでございます。

なお、専決処分にした理由といたしましては、これは日々還付加算金が賦課されてくるということで、議会を待っているとそれだけ加算金がふえるということで専決処分をさせていただいたというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第9 諮問第1号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第9、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

本町の人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。平成29年9月7日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字関ヶ原330番地。氏名、皆田世雄。生年月日、昭和26年10月4日。

○議長（子安健司君） 本案について、提案理由を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 諮問第1号について御説明申し上げます。

人権擁護委員である皆田世雄氏の任期が平成29年9月30日に任期満了となりますので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に意見を求めるものでございます。御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決いたします。

本諮問については、適任であると答申することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本諮問は適任であると答申することに決しました。

---

#### 日程第10 議案第74号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第10、議案第74号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 議案第74号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本町の教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。平成29年9月7日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字玉876番地の3。氏名、小林洋。生年月日、昭和41年1月23日。

○議長（子安健司君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第74号について御説明申し上げます。

教育委員会委員である高木清朝氏の任期が平成29年9月30日で満了することにより、新たに小林洋氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、細部につきましては教育課長より説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 岩田教育課長。

○教育課長（岩田英明君） 関ヶ原町教育委員会委員の任命について御説明をいたします。

今、御説明がありましたように、現在3名の教育委員のうちのお1人、高木清朝氏の任期がこの9月30日をもって満了となりますので、その後任としての任命で10月1日から、任期は4年でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、委員のうちに保護者が含まれることという規定がされておりまして、今回初めての保護者委員として任命をするものでございます。

小林氏は玉在住の51歳で、印刷所のほうを経営されております。現在はお2人のお子様が町内の中学校に在学中であります。また、平成26年度には町のPTA連合会長も経験をされております。任命について御同意賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 小林さんを選出というところには異議がございませんが、女性、いわゆるお母さんの立場から委員を選ぶということも視野に入れた中での選出なのかどうか、私はぜひそういう観点でも今後対応していただけたらありがたいということから質問をします。

○議長（子安健司君） 岩田教育課長。

○教育課長（岩田英明君） 現在、男性が2名、そして女性が1名ということで、計3名ということになっておりまして、今回は男性のかわりということもございましたので、主に男性から選出をさせていただいたということでございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### 日程第11 議案第75号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第11、議案第75号 関ヶ原町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第75号について御説明申し上げます。

個人に関する情報の定義について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号の規定に倣った規定を追加する一部改正でございます。

なお、細部につきましては総務課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、情報公開条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

お手元に配付の議案資料の1ページをよろしくお願いをいたします。

こちらの第7条の1号の個人に関する情報の定義につきまして、先ほど提案説明でもございましたが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律がこのたび改正をされましたので、同法律第5条第1号の規定に合わせまして、記述等というものについて、文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いてあらわされた一切の事項をいう。次条となっておりますが、こちらは情報の一部公開を規定しております第8条のことでございますが、こちらの第2項についても同じである旨をこのたび明文化し追加を行う改正内容となっております。御審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑は終わります。

---

#### 日程第12 議案第76号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第12、議案第76号 関ヶ原町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第76号について御説明申し上げます。

個人情報の定義の明文化に関する規定及び保有個人情報の開示義務に関する規定等について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に倣った所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては総務課長より説明いたさせます。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、関ヶ原町個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案資料の2ページからよろしく願いをいたします。

改正の概要でございますが、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律、また行政機関個人情報保護法改正法によります所要の改正を行う内容となっております。

まず2ページの第1条でございますが、こちらにつきましては法改正によります文言を削除する改正となっております。

次に第2条の定義でございますが、こちらにつきましては法改正に伴う条ずれと、第1号におきましては個人情報の定義を明確化し、第2号においては新たに要配慮個人情報の定義を設ける改正となっております。

次ページでございますが、同条第3号から12号につきましては号ずれと文言の改正となっております。

次に第3条におきましては、文言の改正内容となっております。

4ページをお願いいたします。

第6条の第2項におきましては、改正前では第1号から3号ということで明記をされておりましたが、法改正に伴いまして、要配慮個人情報と定義をされましたので、改正する内容となっております。

次に第7条でございます。こちらは文言を削除するもので、次の第8条第1項におきましては、文言の改正と、第5号におきまして要配慮個人情報を明記するものとなっております。また、同条第2項、第3項については字句の改正となっております。

5ページをお願いいたします。

第9条の第1項及び第3号、次の第10条の第3項、また第12条の第1項と第13条、また6ページの第15条につきましても法改正によります文言の改正となっております。

次に、6ページの第17条でございます。こちらの保有個人情報の開示義務でございますが、こちらはこのたび全て改めをさせていただいておりますが、こちらにつきましても、行政機関個人情報保護法の改正規定に伴い、不開示情報を第1号から6号において定めたものでございます。6ページから8ページまでに至っておりますが、定めたものでございます。

次に、8ページをお願いします。

こちらの第18条第2項におきましては、開示請求者以外の保有個人情報が含まれている場合でございますが、特定の個人が識別できる記述を除いて開示をしても、開示請求者以外の個人権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、部分開示の規定、本条の第1項でございますが、そちらを適用する規定を定めたものでございます。

9ページをよろしく願いいたします。

9ページからの第22条関係から12ページにわたります第30条につきましては、法改正に伴う条項、また字句等の改正となっております。

次に、12ページの第31条でございますが、こちら個人情報保護法の改正によりまして、同法第2項、第3項に規定する個人情報取扱事業者というものの規定の定義から、その取り扱う個人情報の量及び利用方法から見て、個人の利害関係を害するおそれが少ないものとして政令定めるもの、いわゆる取り扱う個人情報によって識別される特定の個人数が5,000人以下の小規模事業者というような政令でございますが、こちらのほうの要件が法改正により削除されたことに伴いまして、小規模事業者にあっても個人情報保護法に関する個人情報の保護に係る規制が適用されることとなりましたので、同条第2項及び第3項の規定を削除する改正内容となっております。

次に、12ページの第32条から13ページにかかります第37条につきましては、法改正に伴った文言の改正内容となっております。

御審議のほう、よろしく願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

---

### 日程第13 議案第77号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第13、議案第77号 関ヶ原町老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第77号について御説明を申し上げます。

老人福祉センターの取り壊しに伴い、廃止を行うものでございます。

なお、細部につきましては住民課長より説明いたさせます。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第77号 関ヶ原町老人福祉センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、御説明申し上げます。

関ヶ原町老人福祉センターの建物の取り壊しを今後10月以降に開始させていただきまして、今年度中に完了させていただく予定をしております。そのため、関ヶ原町老人福祉センターとしての運営は本年9月30日をもって終了させていただくため、条例を廃止させていただくものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の目的には、老人の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、老人福祉の向上に寄与するためというふうに載せてあります。それで、具体的な事業としては、老人の生活及び身上等に関する相談、老人の健康相談、教養向上のため講演会及び講習会等の開催、老人のレクリエーションのため便宜の供与及び老人クラブ活動の指導・推進、その他ということで5項目事業が上げてありますが、これらについてはどうされるおつもりか、伺いたいと思います。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それらの事業が規定されておりますが、今回取り壊しということで、場所につきましては、前からお知らせしております公民館等、旧婦人の家等の施設を使っただけということもありますし、また、国保の施設としてありますが、やすらぎのほうの施設がございまして、そこでいろんな講座等もやっておりますので、相談もそこで受け付けることができるということで、そこでそういう事業についての継続はさせていただくというような予定をしております。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 何度でも言っておりますが、一番問題なのはお風呂の問題だと思いますが、この間、利用者の方々が署名を持って町長に提出されたと思うんですが、どのようにされるおつもりか、伺いたいと思います。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 前から申し上げているように、検討中だということでございますが、な

かなか条件が厳しいというのが現実でございます。代替のサービス、特定の方だけに対応するというわけじゃなしに、やはり老人福祉センター本来の目的であります老人の方が利用するという形でのサービスの代替措置をどうするかということを考えるのが前提でございますので、そういったときに、前も言いました病院の3階のお風呂ではちょっと狭過ぎるんじゃないかと、そういったことで今どうするかというのは検討中でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 老人福祉センターの取り壊しに伴って、場所については条例廃止に合うと思いますけれども、今、田中議員からも発言がありましたけれども、この老人福祉センター設置についての意義とか目的は取り壊しがあっても継続すべきだと思うんですね。要するに老人福祉センターが今までやってきた機能、役割みたいなものは、場所は今のところできませんけれども、今言われているように病院だとか公民館だとか、そういうところを活用しながら老人の福祉増進ということが求められると思うんですね。そういう点では、私は新たな老人福祉センター設置条例みたいなものを検討すべきではないかというふうに思うんですね。こういうものがないと、今言われたように、便宜的にやすらぎの部屋を使うんだとか公民館を使うんだとかということになってしまいますので、やっぱり条例において設置条例というものが必要ではないかというのが私の意見ですよね。

それともう一つ、便宜的にやすらぎだとか公民館を使うのは当然だと思いますが、老人福祉センターが取り壊しになることによって、ほかの、例えば市民のグループの方とか、もちろん社協だとか、あるいは老人会が使うことも今までは多々あるわけですね。そうすると、公民館なら公民館に部屋を借りたいといった場合に、既に先約があって借りられないと。例えば社協の防災に関する講習会とかね。だから、本来の公共に資する、公共の利益に関する使い方ができずに、一般の、言い方は悪いかもしれませんが、市民の方が先約してあると、それが優先されて貸し出さざるを得ないと。多分、今はそういうふうになっていると思うんですけど、そうすると本来の役割・機能が果たせないという点では、例えば公共の福祉に関する利用について優先するとか、そういう1項目が必要ではないかと思うんですが、公民館の貸し出し要綱みたいなものにね。ということが必要ではないかと思います。

いずれにしても私が一番言いたいのは、新たな今の福祉センター設置条例みたいなものを検討すべきではないかというふうに思います。それは、去年の6月、私も委員になっていましたけれども、老人福祉センターのあり方委員会がありましたよね、その答申でも同じようなことがうたわれているわけですよ。センター機能は別の場所で考えるべきだというようなことを、答申はね。そういう点からすると、新たな施設について条例上決めておくということが必要ではないかと思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今、提案といいますか、かわりに設置条例を設けよというようなことでございますが、既にある施設にそういった機能を持った条例をつけるということは今のところは考えておりませんでした。それがどういうふうに進展するのかというのはちょっと勉強をさせていただきます。ただ、今までのところはそういう考えは持っておりません。

ただ、老人福祉センターが今まで持っていたいろんなサービス機能、こういったものにつきましてはほかの場所を実施するというので、今のお風呂みたいに物理的に無理なものは仕方がないと思いますけれども、それ以外のものについてはほかの場所できちっとできるように配慮していきたいというふうに思っております。

そういったことで、公共的な事業があった場合には定期利用団体の方をお願いして、譲ってもらって、公共利用を優先するという形で取り扱いは進めさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） それはわかりますけど、現実的に考えると、先約された方はやっぱりどうしても借りたいと、その日に、この時間に、この部屋をとという思いが強いと思うんですよ。そこでやっぱりトラブルもとになりますよ、そういう抽象的なことでは。だから、公民館の運営規則なり利用規則なりにそういうものを明文化することによって、トラブルを少しでも避けるということは必要ではないでしょうか。

○議長（子安健司君） 岩田教育課長。

○教育課長（岩田英明君） 公民館に限らず、ふれあいセンターとか体育館といった公共の施設については、一応いろいろな調整会議であったりとか利用者の会議を毎回設けておるんですが、そういったところで、町あるいは県のイベント等、そういった行事なんかでも優先させていただくということの説明は常にさせていただいておりますので、利用者の方にはそういった御理解をいただいているとは思っています。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） ちょっとしつこいようだけど、今まではそれでいいと思うんだわ。ただ、これからは老人福祉センターが使えなくなることによって、年間の利用者団体の利用日数がどれだけかわかりませんが、その分は中央公民館なりやすらぎに行くわけでしょう。そうすると余分に多く利用者がふえると思うんですよ、どうしてもそこしかないんで。だから、そこでトラブルのもとになる可能性はありますよ。今までのことがあったから、トラブルがなかったらいいということじゃなくて、予想されるこれからの利用者が多くなると、やっぱりそれはトラブルのもとになるわけだし、そういう点では、先ほど言ったように、あり方検討委員会の

答申でもあるように、老人福祉についての優先順位というか、そういうものをやっぱり利用規定なりで一定に設けておけば、それはトラブルが避けられると思いますので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（子安健司君） 岩田教育課長。

○教育課長（岩田英明君） 公民館についてだけですが、一応、公民館には2階の和室の部屋がございます。「ふれあい」と「かたらい」という部屋なんですけど、こちらのほうは公民館の条例の規則の中で、65歳以上の方は無料で、しかも申請も必要なく借りられる部屋になっております。そこのあたりも優先して御利用いただければなあと思います。あいていれば、いつ行っても利用できるという、そういう部屋でございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） これは施行日が10月1日になって、先ほど10月以降に開始、解体と言われましたけど、具体的にスケジュールとか、これは雪寒とかはないもので、管理だけだと思うんですけども、具体的にいつごろ、どういうふうにする。予算を組んであるんで年内には終わると思うんですけど、ただ、グランドデザインのほうがおくれているんで、別にゆっくりというイメージなのか、多分年度内に終わる予定をしてみえると思いますけど、具体的な詳細のスケジュールがあればいただきたいと思います。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 済みません、工事の実際の契約等もまだこれからですので、今の段階の説明になりますが、この条例廃止をもちまして契約のほうに移行したいと思っております。

ただ、前々から合戦祭りのほうでまだ使用があるというふうにお聞きしております。また、m a y ! m a y !のほうの使用もございますので、それらの建物の使用が終わった後に実際に備品等はちょっと整理させていただくことになると思いますので、それらが終わり次第、取り壊しの工事のほうに入ってまいりたいと思っております。

工期につきましては3月中には何とか終わりたいと思っておりますので、予算もそのようになっておりますので、そういう形で進めたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 今言われましたように、なるべく3月までに、今のm a y ! m a y !とか、いろんな部分のしつととか、備品とか、いろんな関係がありますんで、多分年度内、早くやらないと苦しいと思いますんで、そこら辺よろしくをお願いします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番(田中由紀子君) 済みません、お風呂の件なのですが、前に町長が言ってみえたのは、今の病院の北棟を福祉施設として使うには法律上問題があるんだというふうな言い方をされてみえたと思うんですが、それはクリアされた上でお風呂が狭いというふうに思ってみえるかどうか、そこだけ確認をお願いします。

○議長(子安健司君) 西脇町長。

○町長(西脇康世君) 現状のままでは建築基準法の制限というのはクリアできておりません、それなりの改修をしなければ福祉施設に転用はできないというのが現状でございます。ということで、改修はそれがクリアできた後しか考えられないということですし、先ほども言いましたように、今現在使っている一部の方だけじゃなしに、老人福祉センターの本来の目的である老人を対象として考えたときには、ちょっと狭過ぎるんじゃないかということも課題の一つだということでございます。

○議長(子安健司君) ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

9番 川瀬方彦君。

○9番(川瀬方彦君) ちょっと関連で確認をさせていただきたいんですが、老人福祉センターの解体という部分で今年度末までに工事着工と。それに向けての今回の条例なんですけど、老人福祉センターの南側、子供たちの通学路になっているということを認識させていただいてみると思うんですけど、そのあたりのことも十分議論しなきゃいけない工事区間が発生すると思いますので、そのあたりの調整を図ってみえるのかどうかだけ御確認をします。

○議長(子安健司君) 岩田教育課長。

○教育課長(岩田英明君) 今御指摘をいただいたとおり、老人福祉センターのちょうど南側が通学路になっておりまして、そこについては通学路の変更ということで、真っすぐ南へ抜けて東首塚へおりていく、あちらの道への変更を決めまして、学校等を通じて周知をしていく予定をしております。

○議長(子安健司君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑は終わります。

---

#### 日程第14 議案第78号について(提案説明・質疑)

○議長(子安健司君) 日程第14、議案第78号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第78号について御説明申し上げます。

介護保険法の改正に伴い、改正された過料の規定について所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 法改正に伴う条例改正、それはそれでいいと思うんですが、ただ1点だけ、今までは第1号被保険者に過料を科すという法律がこの第1号被保険者、つまり65歳以上の被保険者だけではなくて、40歳から64歳までの第2号被保険者も従わなければ過料を科すというような条例ですよ。その改正になった理由だけちょっと伺いたいと思います。つまり第2号被保険者も過料の対象になるということですか、法律の改正の趣旨は。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 今の御質問でございますが、もともとが、この法の改正につきましては、今、国のほうで進めております情報ネットワークシステムを介した情報の照会ということで、これが必要ということで改正をされたものでございます。

本来、今まで紙ベースというか、それぞれの行政庁で確認をしておったんですが、いわゆる調査をするためには、質問検査権というのが法律に規定されていることと、それに対する罰則等の担保措置がないと、本人の同意を得て申請を行政庁のほうからして、そういう形で行わなくてはいけないというような形になってしまうということで、今回法律のほうで、今の情報ネットワークを介してそういう情報を要は集めるという、照会するという形になる場合は、その規定が必要であるということで介護保険法が今回第2号のほうまで入れて、被保険者全てについてそれを対象とするというような形でございます。

罰則云々というのが、規定はしてはございますが、今回の改正としてはもともとそれが目的ということではなくて、その規定がどうしてもないと情報ネットワークを使って照会ができないということで法が改正されたということでございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

○議長（子安健司君） 日程第15、議案第79号 関ヶ原町営土地改良事業分担金賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第79号について御説明申し上げます。

土地改良法の改正に伴い、同法を引用している部分の条項のずれ、また文言の改正を行うものでございます。

なお、詳細説明については省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） 質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第16 議案第80号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第16、議案第80号 関ヶ原町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第80号について御説明を申し上げます。

これにつきましても公営住宅法等の改正に伴い、同法を引用している部分の条ずれの改正を行うものでございます。

なお、詳細説明については省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第17 議案第81号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第17、議案第81号 平成29年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第81号について御説明を申し上げます。

維持管理費の増額により、平成29年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入金を2,132万2,000円から2,165万5,000円に変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部の説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 済みません、ここで言うべきかどうかわかりませんが、今須農業集落排水と公共下水の両方ともなんですけれども、もう既に9月ですので、いわゆる一般会計からの繰り入ればかりが頭にあって、いわゆる繰越金というのがあるんですよね。要は、予算上、繰越金はまだ余っておるわけですから、要は繰り入れよりも先に自前の特別会計の繰越金を使ったほうがいいんじゃないかなあと思うんですけど、間違いじゃないんですけど、いずれこれは精算すればできることなんですけれども、今は何もかもが全て一般会計の繰り入れで済ますというような傾向が見られるので、そこら辺をちょっとよろしくお願いいたしますと思います。

実際にこの農業集落排水も33万円しかふえていないです。公共下水のほうも160万円ですけど、300万円ぐらい繰越金があります。そこら辺の考え方をちょっと言っただけだと。済みません。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 確かに御指摘のとおりだというふうな部分もあろうかと思います。

今、本来の事業運営上のものじゃなしに、基準というものを考えたときに、修繕だというようなことから、こういう形で今までもさせていただいてきたところでございますので、今回もそれに倣ったということでございます。今御指摘をいただきましたので、今後については検討しながら改めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 済みません、今の回答でちょっと気に入らん部分がありまして、これは、ここで何で議会にかけるかというのは、これは基準外繰り出しなんです。修繕と今言われました。逆に修繕という維持管理費なら、特に自前でやるべきものであると僕は思うんですけど、そこら辺でおさめておきます。済みません。

○議長（子安健司君） 答弁よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

○議長（子安健司君） 日程第18、議案第82号 平成29年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第82号について御説明を申し上げます。

施設管理費の増額により、平成29年度関ヶ原町公共下水道事業特別会への繰入金を1億9,027万4,000円から1億9,190万1,000円に変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部の説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

よろしいですか。これで質疑は終わります。

ここで暫時休憩をしたいと思います。10時15分まで休憩といたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時15分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

---

#### 日程第19 議案第83号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第19、議案第83号 平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第83号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容は、社会保障・税番号制度対応システム改修委託料508万7,000円、中山間地域総合整備事業負担金915万円、共通史跡案内サイン設置工事1,717万1,000円、中山道宿場解説サイン設置工事544万7,000円、松尾山小早川秀秋陣跡測量業務450万7,000円、国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金1,153万7,000円など総額7,478万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ37億6,905万6,000円とする平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明をお願いいたします。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、平成29年度関ヶ原町一般会計補正予算（第6号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出それぞれ7,478万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ37億6,905万6,000円にするものでございます。

まず、歳出のほうから御説明を申し上げます。

議案書の52ページをよろしくお願ひいたします。

総務費、総務管理費の財産管理費の委託料でございます。こちらは社会保障・税番号制度対応システム改修費でございますが、情報連携の事務手続が平成30年7月から一部改正することに伴いまして、総合行政情報システムの改修が必要となってまいりますので、87万5,000円と、マイナンバーカードにおいて旧姓併記に関する制度改正が行われますので、その対応をするため住民記録システムの改修が必要となってまいりますので、421万2,000万円で、合わせて508万7,000円を補正させていただくものでございます。

次に、負担金補助及び交付金でございますが、こちらは中間サーバー・プラットフォーム利用負担金から交付金への組み替えによる内容となっております。地方公共団体情報システム機構法の一部を改正する法律に伴いまして、あわせて省令も改正され、自治体中間サーバー等に係る電子機械、電子計算機等の設置等の事務が法令上の委任事務というようなこととされましたので、負担金から特定個人情報の提供の求め等に関する事務委任交付金へ変更をするものでございます。なお、経理の関係上、端数の関係で1,000円を今回補正させていただくものでございます。

財源につきましてでございますが、委託料につきましては、ともに補助対象事業でございます。事務連携事業では事業費の3分の2に当たります58万3,000円の補助金、また旧姓併記によりますシステム改修事業では、補助金10分の10でございますが、こちらにつきましては上限額136万円の補助金で、合わせて194万3,000円を国庫支出金として計上し補正をさせていただくものでございます。よろしくお願ひをいたします。

○住民課長（三宅芳浩君） 同じく52ページでございます。

民生費、社会福祉費の社会福祉総務費の報酬でございますが、本年度、障害者計画の策定をいたす予定をしておりますが、策定に当たりまして、策定委員を委嘱させていただき、現状と今後の施策について御検討をいただかなくてはいけないのでございますが、済みません、そのための委員報酬を当初予算に漏らしておりました。まことに申しわけありません。よって、報酬の支払いが必要となる予定の委員10名につきまして、開催予定3回分の13万5,000円を補正させていただくものでございます。

次の委託料でございますが、平成30年4月施行の制度改正等に伴いまして、障害者自立支援給付支払いシステムの改修が必要となってまいりますので、その費用54万円を補正させていただくものでございます。財源につきましては、国庫補助金が2分の1でございます。

次の繰出金につきましては、国民健康保険特別会計の補正に伴って、不用となる職員手当等

分の繰出金を減額補正させていただくものでございます。

次の福祉医療費の償還金利子及び割引料でございますが、前年度の県の福祉医療助成事業補助金の額が確定しまして、補助金の返還が必要となりましたので、その返還額246万9,000円を計上するものでございます。

次に、介護保険事業費の繰出金につきましては、介護保険特別会計の補正に伴って必要となる町費分の繰出金を補正させていただくものでございます。

次の、児童福祉費、児童福祉総務費の扶助費でございますが、障害児通所給付費につきましては、放課後等デイサービスと児童発達支援事業が対象となっておりますが、当初予算において昨年度利用がございましたので見込んでいなかったんですが、児童発達支援事業の利用がされまして、また放課後等デイサービスにつきましても当初の想定よりも多く利用されているため、さらに不足が生じる見込みとなりましたので、不足見込み額380万円を補正させていただくものでございます。

なお、財源につきましては、国県補助金が事業費の4分の3でございます。

次に、53ページでございます。

衛生費の保健衛生総務費の償還金利子及び割引料でございますが、前年度の県の未熟児養育医療費負担金の額が確定しましたので、負担金の返還が必要となりましたので、その返還額1万8,000円を計上するものでございます。

○健康増進課長（澤 孝一君） 同じく保健衛生総務費ですが、診療所の補正に伴いまして、不足額1,153万7,000円を繰出金として計上させていただきました。

○水道環境課長（兒玉勝宏君） 環境衛生費の負担金補助及び交付金の41万4,000円につきましては、合併処理浄化槽の整備事業補助金につきまして、当初見込み額より申請額が多くなることから、不足する額を増額するものでございます。

○産業建設課長（西村克郎君） 農林水産業費、農業費、農業振興費の負担金補助及び交付金、中山間地域総合整備事業負担金915万円につきましては、県営事業の事業費が増額となったため、15%分の負担金を補正するものでございます。財源につきましては、工事費に対する受益者負担金252万円、当初の事業費を含め地方債を810万円補正させていただきまして、一般財源を147万円減額させていただいております。

中山間地域等担い手育成総合対策事業補助金248万1,000円につきましては、山中営農組合がトラクターを購入する経費に対する補助で、事業費496万2,000円に対し2分の1の補助で、こちらは全額県の補助によるものでございます。

農地費の負担金補助及び交付金、広域農道整備事業補助金20万4,000円につきましては、事業費1,000万円の増額に対する負担金でございます。

土地改良事業特別賦課金3万8,000円の増につきましては、当初の予算編成後に平成28年度

分の県営広域農道整備事業の事業費が増額となり、特別賦課金の予算が不足するため、補正をお願いするものでございます。

町単土地改良事業補助金125万円の増につきましては、8月7日の台風5号により農業用施設に被害が発生しましたため、25万円の補助金5件分の補正をお願いするものでございます。

繰出金33万3,000円は、今須農業集落排水事業特別会計の繰出金の増でございます。

○地域振興課長（高木久之郎君） 54ページをお願いします。

7款商工費、1項商工費、3目観光費、工事請負費1,717万1,000円です。一昨年度より関ヶ原合戦に係る県の共通ガイドラインにおける誘導看板、解説看板の設置を進めております。今年度においては、町道製作所南通り線からの誘導、広域農道からの誘導等、大型誘導サインポールを5基分、松尾山眺望地や大谷吉継顕彰碑など小型解説サイン4基分を計上させていただきました。

立木補償費として5万円。今年度行う徳川家康最初陣地工事に伴い、立木補償費が確定しましたので、計上させていただきました。

4目観光施設整備費、工事請負費544万7,000円。岐阜県では、岐阜の宝物である中山道17宿及び地歌舞伎と芝居小屋をより一体的に活用する歴史街道観光推進事業の一環として、歴史解説サインの整備を進めております。町としても、その補助金を開設し、今須宿を解説するサイン、そして関ヶ原宿及び松並木を紹介・解説するサイン2基分を計上させていただきました。以上です。

○産業建設課長（西村克郎君） 土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費の工事請負費200万円につきましては、こちらも台風5号により道路及び側溝等に土砂等が流出し、撤去等を緊急に対応させていただきましたので、補正をお願いするものでございます。

道路橋梁新設改良費の公有財産購入費250万円につきましては、国道21号線の東公門交差点、北の町道西側に防火水槽が設置されている用地がございます。そちらの用地66.1平米を道路用地として購入したいので、補正をお願いするものでございます。この用地につきましては、現在防火水槽が設置をされておりますが、所有者が民間を含め土地の譲渡を検討されておりました、民間への譲渡の場合は防火水槽の撤去も必要となり、隣接する町道が狭小のため、防火水槽を残した状態で道路用地として購入したいと考えております。

続きまして、河川費、河川維持費の工事請負費100万円につきましては、こちらも台風5号により河川に被害が3カ所発生いたしました。補修工事として予算が不足するため、補正をお願いするものでございます。

なお、こちらにつきましては公共土木災害の認定も検討をさせていただきましたが、認定を受ける場合、どうしても測量設計業務等を一般財源で発注する必要があるございまして、また工事も大規模となることもあり、事業費の補助残3分の1の一般財源からの持ち出しも多くなりま

すので、最小限の経費で早期の復旧をしたいと考えております。

続きまして、55ページをお願いいたします。

都市計画費、都市計画総務費の負担金補助及び交付金、建築物耐震診断事業費助成金421万2,000円につきましては、国道21号沿いの野上のKC工業の耐震診断に対する助成でございます。421万2,000円の事業費に対しまして補助が、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1でございます。消費税につきましてだけ個人の所有者負担となります。

繰出金の162万7,000円につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 同じく55ページの消防費、消防施設費の工事請負費でございます。

こちらにつきましては、現在、小関地内において道路内に設置されております防火水槽でございますが、設置後約29年が経過している状況であり、また経年劣化ということで、防火水槽の吸管投入口が2カ所あるわけでございますが、そちらのマンホールが非常に不安定であるということが確認をされましたので、改修工事請負費といたしまして84万3,000円を補正させていただくものでございます。

○教育課長（岩田英明君） 続きまして、教育費、社会教育費、社会教育総務費の委託料、松尾山小早川秀秋陣跡測量業務としての450万7,000円でございます。関ヶ原古戦場については、ランドデザイン事業の中で平成27年度より文化庁の補助金を活用し順次整備を進めております。また、同年度に策定をしました関ヶ原古戦場整備計画において、松尾山の小早川秀秋陣地についても今後の整備対象史跡として整理をしたところでございます。

松尾山は、昭和6年の関ヶ原古戦場指定の際に、国指定のリストに入りながら最終的に指定を見送られております。しかし、過去に文化庁が行いました山城の総合調査では、松尾山城は国史跡に追加指定すべきとの結果が出ております。今回の測量業務では、頂上付近の約1ヘクタールを測量することにより、現在残っている山城の遺構を詳細に調査するとともに、境界を明らかにし、国指定の申請に向けた資料の作成を目的としております。今年度に入りまして、文化庁との協議、また史跡整備検討委員会でも松尾山の整備については早急に進めてほしいとの意見も多数あり、県補助金の活用の了解も得られたことから、今回補正をさせていただくものでございます。

なお、事業費の3分の2につきましては、歳入予算も合わせて計上をしております。

続きまして、同じく試掘確認調査委託料の26万7,000円です。こちらですが、玉地内の鍾乳洞前にあります町指定の史跡「日本武尊居醒の泉」が現在水がれを起こしております。指定当時の情景が維持できていない状態であります。こちらにつきましては、鍾乳洞とともに町の貴重な指定文化財でありまして、地元の方にとっても憩いの場であるということから、早急な復旧が望まれているところでございます。今回の委託料は、泉の上流部分を掘削し、水がれを起こしている原因をまずは探るというものでございます。その後、原因がわかり次第工法を決

定し、また復旧工事に入りたいというふうに考えております。

続きまして、歴史民俗資料館費の役務費7,000円と、備品購入費4万2,000円です。こちらは現在館に設置してあります防犯用の監視モニターが故障をしましたので、早急に取りかえが必要となったものでございます。

続きまして、次ページをお願いいたします。

保健体育費、運動広場管理費、工事請負費の18万4,000円ですが、こちらは現在今須運動広場ののり面下の排水路に土砂が堆積しておりまして、そのすぐ横を走っております用水路にも土砂が落ちてくるような状況であります。今回、地元のほうで用水路の布設がえをされますので、それに合わせて土砂の撤去を行いたく補正をさせていただくものでございます。

説明は以上とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） それでは、歳入の説明をさせていただきます。

49ページをよろしくお願いをいたします。

まず分担金及び負担金ですが、農林水産業費分担金として、これは中山間地域総合整備事業分担金ということで、工事費の6%が地元負担金ということで252万円を計上させていただいております。

国庫支出金の国庫負担金、民生費国庫負担金として、これは障害児通所給付事業の事業費の2分の1ということで190万円を計上しております。

続いて国庫補助金の関係ですが、総務費国庫補助金として、これは社会保障・税番号システム整備費補助金ということで、先ほど歳出のほうでも説明がありましたが、総務省関連は、限度額はありますが、10分の10と、厚生労働省関係が3分の2ということで、合わせて194万3,000円。

民生費国庫補助金として障害者総合支援事業費補助金、これはシステム改修の関係ですが、2分の1ということで27万円。

衛生費国庫補助金として、合併処理浄化槽設置整備事業に伴う交付金として3分の1、13万8,000円。

土木費国庫補助金として建築物耐震診断事業補助金、こちらは2分の1ですが、210万6,000円をそれぞれ計上しております。

続いて、50ページをお願いいたします。

県支出金の県負担金として、こちらは障害児通所給付事業ですが、4分の1ということで95万円。

続きまして、衛生費県補助金として合併処理浄化槽設置整備事業補助金ということで、3分の1、13万8,000円。

農林水産業費県補助金で、中山間地域等担い手育成総合対策事業費補助金、こちらは10分の

10ですが、248万1,000円。

教育費県補助金で、これはグランドデザイン事業関連ですが、関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金、こちらは松尾山の測量関係で、3分の2ということで300万4,000円。

商工費県補助金としまして関ヶ原古戦場広域観光環境整備事業費補助金、これは案内サイン設置工事で、10分の10ということで1,717万1,000円。また、グランドデザイン関連で、関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金、先ほど説明がありましたが、立木補償ということで、3分の2の3万3,000円。また、歴史街道観光推進環境整備事業費補助金ということで、こちらは中山道解説サインの設置の関係になりますが、10分の10ですが、これは1基当たり限度額が200万円ということで、2基分ということで400万円。

土木費県補助金ですが、建築物耐震診断事業費補助金、4分の1ということで105万3,000円それぞれ計上をしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金2,897万5,000円を充当させていただきます。

次に、町債につきましては、中山間地域総合整備事業として810万円を計上させていただいております。

以上が今回の一般会計の補正内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

4番 松井正樹君。

○4番（松井正樹君） 詳細を4つ。54ページ、産建課長よろしく。

200万円、工事請負費、これはもう使うてもうた金やね、工事してしまったお金やもんな。違うの。

[発言する者あり]

違うのか。わかりました。

それで、台風の被害、これは合っていますね、対策。この間の台風の被害を受けたところを直すのにするお金やもんな。それで、この200万円の主要なところはどこですかというのが1つと。

その前のページの下のほう、農地費の町単土地改良事業補助金125万円。25万円とおっしゃいました。5件です。これはどこですかという質問です。

それと56ページ、今須の広場の工事請負費18万4,000円、用水なんですけど、これたしか2本側溝が通ってあったと思うんですけど、この1本を湯の工事、用水の入れかえと今説明があったんですけど、この入れかえの工事は湯の人らのお金でやらはるんやね、そうでしょうか。まあ後で教えてください。それと、この湯の名前、ちょっとど忘れしたもんやで、何と云うか教えてほしいということ。

あと、戻りまして、54ページの上のほう、地振の課長の説明がありました中山道の解説のサインですけど、今須と松並木という説明でした。場所はどこに立つんでしょうかということと、いつ完成するんですか。以上です。よろしくお願いします。

○議長（子安健司君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 初めに、土木費の200万円の道路維持工事の追加の分でございます。主なところが、被災箇所がどこかということですが、こちらにつきましては、先ほども申しましたように、緊急で土砂等の撤去が必要でしたので、通常で予算をいただいております道路維持費の中の工事請負費で対応させていただいたので、補正をさせていただくものでございます。

主なところにつきましては、今須地区なんでございますが、竹ノ尻地内の道路への土砂流出が1カ所、流出して側溝からの水があふれる等が2カ所、新明地内での側溝の土砂流出が1カ所、平井、聖蓮寺のところですが、その道路の土砂流出が1カ所、もう1カ所、今須から山中へ抜ける町道沿いの側溝のところにも土砂が流出していますので1カ所、主なところとしては6カ所でございます。

続きまして、町単土地改良の追加の25万円の5件分がどこかということでございますが、現在、申請が出てきておりますのは貝戸大湯の土砂撤去、書類をお持ち帰りになっているのが池寺用水、梨木川の池寺用水への取水のところは1カ所、御相談をいただいておりますのが竹ノ尻地内の排水路が1カ所、あと2カ所分としましては、もともとの予算がちょっと不足している部分もありますし、また今後台風の被害等が随時これから出てくるところもございますので、プラスで2件分ということで、合わせて5件分ということでお願いさせていただいております。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 中山道の案内看板ですが、今須宿に関しては、今須生活改善センター付近を想定しております。あと関ヶ原宿及び松並木を紹介するサインですが、関ヶ原宿付近で御紹介できるようになればいいんですが、景観や中山道らしさということもありますので、野上の松並木付近で今検討を進めておるというところでございます。いずれも年度内に完了する予定でございます。

○議長（子安健司君） 岩田教育課長。

○教育課長（岩田英明君） 56ページの今須運動広場の土砂堆積の関係ですが、用水路のほうは田頃越湯でございます。そちらは町単工事で実施をされるというふうに聞いております。以上です。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

9番 川瀬方彦君。

○9番(川瀬方彦君) 済みません、ちょっと関連なんですけど、まず中山道の看板設置に関して、先ほど400万円までの補助だという部分で、それ以外の部分144万7,000円が町のほうの負担というふうになっているんですが、これは統一看板なのか、例えば400万円までに抑えることができなかったのか、何か縛りはあるのかというちょっと疑問を持ったんですけど、それが1つと。

先ほどの台風のあれで、今須地区でという部分なんですけど、過去にもこれ、先ほど6カ所と言われましたけど、過去にも同じような災害が起きた場所なのか、新たに今回の台風の影響で出たのかという部分でちょっと教えていただきたいと思います。

○議長(子安健司君) 高木地域振興課長。

○地域振興課長(高木久之郎君) 中山道の看板についてですが、これは統一仕様、県内全て統一仕様でやるという形です。板面等に関して今後仕様の変更等ができないかということ協議して、なるべく安いものにできないかというふうには今考えておりますが、その協議に今入っている段階ですので、今の段階では統一仕様に基づいて計上させていただいております。

○議長(子安健司君) 西村産業建設課長。

○産業建設課長(西村克郎君) 先ほどの6カ所のうち、1カ所につきましては平井地区なんですけど、もともと山側に砂防の堰堤がございます。そちらの砂防の流路工等、道路が兼用されているようなちょっと複雑な状況になっておりまして、出水しますと必ずそこはある程度大なり小なりの土砂が出るようになっております。その辺につきましては大垣土木事務所のほうとも確認はさせていただいておりますが、地元の方にもある程度御理解をいただきながらという状況でございます。民家に入るようなことは今の状況ではございませんが、道路をずうっと流路工となっておりますので、町道のほうまで出てくるというような状況になっております。

もう1カ所につきましては、竹ノ尻地内につきましては、私の経験では初めてだったんですが、地元の自治会長さんに聞きますと、伊勢湾台風から数えて3回目ぐらいかなあというようなお話はありました。先般、大垣土木事務所と、また農林事務所の治山担当のほうにも両方見ていただきまして、施設的には特に問題はないので、できることは、その上部にたまった土砂のしゅんせつ等を必要に応じて進めていくという県の御回答はいただいております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長(子安健司君) 8番 楠達男君。

○8番(楠達男君) 解説サインについて、全く川瀬議員と同じ質問をしようと思ったんで、省きます。

ただ、それに関連して、補助率の関係ですけど、特に観光関係、ランドデザイン関係で見

受けられますけれども、3分の2補助だとか10分の10補助というのが幾つかありますよね。この基準というのは、違いというのはどういう基準なんですか。今、川瀬議員も言われていましたけれども、例えば544万円の解説サインですね。これは10分の10といいながら、しかし144万円の町の持ち出しがありますよね。これからは見直していくというような回答がありましたけれども、できるだけその辺については町の持ち出しが少なくなるように、県側との交渉なり話し合いというのも、今まで以上にさせていただいているとは思いますが、その辺をもう少し十分留意していただきたいと思いますが、特に補助率の違いの基準みたいなものを教えていただきたいと。以上です。

○議長（子安健司君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 1つの例で50ページを見ていただければというふうに思います。

商工費補助金のところですが、この古戦場看板に関するものについては10分の10です。これは関ヶ原古戦場にかかわるものですので、10分の10です。これ、例えば垂井町で同じ仕様でやっているものについても10分の10で県は支出しております。

関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金というのが、これは関ヶ原町が行う関ヶ原古戦場の整備に関するものについて3分の2を補助するという規定になっております。これが一般的にいつも、我々が使っております補助金でございますので、これが基本的に3分の2という形になりますが、この関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金の中に、調査するものについては特別10分の10で認めるという項目がございますので、昨年度など調査費について10分の10を上げたものもあつたかというふうに思います。

最後に、歴史街道観光推進整備補助金200万円というのは、関ヶ原古戦場にかかわるものだけではなくて、一般的な県内で中山道が通っているところでもらえるというところですので、特段町にとって有利な補助金ではないですが、これを活用させていただいて、今回中山道の看板の整備を進めさせていただくということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） ということは町単の場合は3分の2の補助、しかし、県がやる事業については10分の10というような考え方でいいんですか。もちろん今、調査費だとか言われたけれども、基本的な考えとしては町単の事業は3分の2ではない、そういうことでもないんかい。要するに分母が大きいから、特に観光資源では。工事費が100万円単位でしょう。そこが3分の2にしる、3分の1は町が負担するとなると、これのように144万円が持ち出しですよ。そんなのが幾つもあるもんですから、ランドデザインも含めてね。だから、そこら辺はもう一回県との話し合いとかチェックが必要ではないかと思えますから、あえて質問をしました。

まあいいですよ、それは。

[発言する者あり]

○議長（子安健司君） よろしいですか。

[挙手する者あり]

7番 澤居久文君。

○7番（澤居久文君） 1つだけお願いします。

52ページの社会福祉総務費の報酬、ちょっと聞きなれない委員なんですが、障害者計画策定って、内容はどんな策定をされるのかと、その人の、多分10人とさっきおっしゃられた、委員がですね、その選考の方法はどのような方法で決められるんですか、その2つだけ。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 障害者計画につきましては、これはもう今たしか第3期目ぐらいになると思います。あわせて障害福祉計画という第5期をつくりますが、障害者の方の福祉をどのように町が進めていくかということで計画をするものでございます。

中身につきましては、今は自立支援事業等がございまして、介護保険と同じでございまして。いわゆるヘルパーの利用とか、デイとか、先ほどありました放課後デイとかいろんな、いわゆる自立支援事業に基づいたサービスがございまして、その今後の利用の推定をして、どういうふうに体制を整えていくかと。実際には関ヶ原町にそれほど使える場所はないんですが、それをつくりまして、それらのサービスが進んでいくような形でつくっていかうというものと。

それ以外のサービスでいろんな、例えば今ですと障害者のほうの啓発とか、それからうちでしたらさくらんぼとかございまして、それは今の自立支援ではございませんので、そういう計画も中に入れてまいりますし、いわゆるバリアフリーとか、そういうものを含めて、障害者の方が生活しやすいような町にしていくというような形でいろんな事業を計画していく計画でございまして。

策定委員さんにつきましては、今予定をしておりますのは、前回と同じような形ではございますが、特徴としまして、やはりそれぞれの障害、今3障害ということがございます。なるべくその障害の関係の方に入っていただくと。いわゆる当事者ではないですが、そういう方の声を聞くということで、それらの方に多く入っていただくというような形と、ほかの計画でもございまして、それぞれ関係する、議員の方とか、自治会連合会とか、社協とか、民生委員さんの方、あとボランティアの方、そういうような方をそれぞれ選出させていただいて、前回でも10人という形で報酬対象の方がいらっしゃいましたので、今回もそういう形で10人分の補正をさせていただくということで計算させていただいております。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 1点だけです。

52ページが一番最初の社会保障・税番号制度対応システム改修委託料ですが、この中の、旧姓をマイナンバーカードに入れるということだと思えるんですが、それが先ほどの説明では421万2,000円と言われて、国が10分の10補助なのに上限136万円ということで、残りの分は町負担になるわけですね。だから、これって町にとってはほとんどメリットのない、国が決めたことに対してどうしてこういうふうになっているのか、ちょっとおかしいんじゃないでしょうか。何かそういう説明を受けてみえるでしょうか。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 済みません、そこら辺のあたりにつきましては、とりあえず10分の10ということでございますが、国のほうで予算をもうとっておるということで、基本的にはその基準という形にはなるんでございますが、今回四百何がし円という金額につきましては、全て旧姓を併記するためのシステムを改修するための経費ということでございますが、そのうちにつきまして、再度細かい、今回はこういう形で上げさせていただいておりますが、今後ちょっと指示が国のほうからいろいろ出てくる予定がありますので、それに基づきまして対応させていただきます。ちょっと余りはつきりは言えませんが、場合によってはプラスアルファの補助金という形で、最終的に10分の10になる可能性もまだあるというような形でございます。

ただ、システムの改修につきましては、そういうことが全国的にされるということで、関ヶ原町としてそれをしないということは、町民の方からそういう申し出があれば対応しなくてはいけないということになりますので、その準備は進めていかななくてはいけないということで予算の補正をさせていただいた次第でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 1点だけ。

玉の玉倉部の泉の調査について、水がれがあるという提案説明がありましたけど、実は私、現場へこの前行って見たんですけども、結構水が流れている、そのときは、で、どこが水がれしているのかというのはよくわからんけど、円錐になっているところ、円錐というか、そのことですか。

それで、ちょっと近くに、石の間からすごくきれいな水が流れているんだけど、それはどういうふうに改修しようとしているのか。これから調査してやるんだらうけれども、わかりますけれども、何か丸い地区というか、地域にももとは泉が湧いていたということですか、あれは。それがかれた、そういうことですか。

〔「はい」の声あり〕

はい、わかりました。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 2番 室義光君。

○2番（室 義光君） 50ページの土木費の補助金の関係で、9番ですね、これは105万3,000円ということで建築物の耐震の補助金だと思うんですが、この関係と別かもわかりませんが、今、国道21号線上で道路が何メートル以内の耐震をやっておられますね。これは町ではないんですね、これとは関係ないんですか。

それは、なぜ聞くかという、道路沿いの耐震がひっかかったら耐震補強をしてくださいと、それで、しなかったら壊してくださいという制度ですね。そういうことに関連でこれもやっておられるんですか、全然別のものですか。

○議長（子安健司君） 西村産業建設課長。

○産業建設課長（西村克郎君） 今、議員の御質問のとおり、国道21号線は緊急輸送道路となっております。緊急輸送道路の関ヶ原町内の沿道沿いで、地震等により崩壊したときに、その車道を塞いでしまうおそれがある建物が13件ございます。その中の1件が今回補正でお願いするものでございます。従前ですと所有者負担が生じたわけですが、今年度の4月1日より法改正がございまして、所有者負担なしと。先ほども御説明させていただきましたが、消費税のみ所有者負担で、消費税を除くものにつきましては、国が2分の1、県・町で4分の1・4分の1ということで補助金を出させていただいて、とりあえず耐震診断をしてくださいという、これが義務化されたということでございます。

それで、この耐震診断に基づきまして、次に耐震補強となってくると思いますが、そちらはまだ義務化とはなっておりませんが、これにつきましても相当額の補助金が用意されているということでございます。よろしくお願いたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑は終わります。

---

#### 日程第20 議案第84号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第20、議案第84号 平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第84号について御説明申し上げます。

歳出にシステム改修や各負担金、交付金の精算に伴う返還金で、総額471万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億5,479万4,000円とする平成29年度関ヶ原町国民健康保険特

別会計（事業勘定）の補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

細部につきましては、住民課長から説明いたさせます。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第84号 平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

61ページの歳出からお願いいたします。

総務費、総務管理費の一般管理費、委託料でございますが、来年度から国保が広域のほうに移行いたしますが、その対応のための、今扱っております月報・年報システムというのがございますが、その改修が必要となりますので、その費用32万4,000円を補正させていただくものでございます。財源につきましては、全額が国庫補助金でございます。

あわせて、財源内訳についてでございますが、当初予算に、これもシステム改修でございますが、同じく広域の資格及び賦課システムのシステムの改修費で、予算額308万円を計上させていただいておりますが、これにつきましても全額国庫補助金がつくということになりましたので、その分の財源を繰入金から国庫支出金に変更させていただくものでございます。

次に、諸支出金、償還金及び還付加算金の償還金でございますが、前年度の療養給付費負担金、退職医療療養給付費交付金、特定健診負担金の確定及びその精算によりまして負担金等の返還が必要になりましたので、その返還額の合計額439万1,000円を計上するものでございます。

続きまして、前ページの60ページの歳入でございますが、それぞれ歳出補正の額に合わせまして、システム改修分の国庫補助額の増額と、また国庫補助額の増額に伴う一般会計繰入金の減額及び負担金等の返還のための前年度繰越金の増額をそれぞれ補正させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 済みません、ちょっとわからない点があるんですが、61ページの一般管理費の中で、一般財源から308万円減額してあって、これは当初予算に計上した分に補助がついたということで、その歳入のほうで職員給与費等繰入金というふうになっているんですが、先ほど言われた業務内容から言うと、この職員給与費という項目の区分ではちょっと合わないんじゃないかと思うんですが、ごめんなさい、その辺よくわからないので教えてください。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 済みません、ちょっとわかりにくいんですが、この「等」で事務費も全部今回入れております。以前はその他繰入金というのがございましたが、結局、事務費、給与も含めた事務費であることは間違いのないということで、一つにちょっと統一させ

ていただいたということで、「職員給与費等繰入金」という形で事務費も全てここに入れさせていただいて、予算をつくらせていただいた関係で、ここからの分が減額するという形に今回はなります。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 関連ですけど、今の340万4,000円、これの基準というか、人件費と事務費の基準というのは、この額の、ありますか。基準というか補助の根拠、340万円ですけど。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 根拠といいますと、とりあえず10分の10ということで、今回国保の広域化ということで、国が進めている事業ということで、基本的に全額国のほうからの補助でシステムが改修できるということで、うちのほうの支出額、見積もりをとっておりますが、システム改修につきまして、その額の全額という形でございます。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） ごめんなさい、勘違いしていたかわからんけど、これは制度改正に伴うシステム改修がほとんどということですか。人件費じゃなくて、システム改修の、要するに当初予算の308万1,000円の分という意味じゃなくて。僕が思ったのは、準備事業やもんで、人件費も含めて、いわゆる人件費1人分とか、そういう部分も含めての補助が来るのかなあと聞いたんですけど。

[発言する者あり]

○議長（子安健司君） よろしいですか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 済みません、今に関連してですが、61ページの一般管理費をずうっと右へ行くと、委託料で32万4,000円となっているんですが、これ340万4,000円がこのシステム改修に係る費用ということですよ。これって当初予算があるの。

[「組み替えだけ」の声あり]

組み替えだけ。失礼しました、わかりました。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

これで質疑は終わります。

○議長（子安健司君） 日程第21、議案第85号 平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第85号について御説明を申し上げます。

歳出に旧病院事業清算経費の減額、また、薬品費、臨時職員の人件費などの増額で、総額5,321万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億9,780万8,000円とする平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては診療所事務局長から説明をいただきます。

○議長（子安健司君） 小林関ヶ原診療所事務局長。

○診療所事務局長（小林好一君） それでは、議案第85号 平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

今回の補正は、当初9月院外薬局の開局を予定しておりましたが、開局のおくれにより人件費、医薬材料費と非常勤職員の時間外分、非常勤看護師の夜勤業務手当、過年度の未収金と未払い金の精算を合わせて補正をお願いするものであります。

議案書の65ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書をお願いいたします。

歳入の1診療収入ですが、4月から7月までの薬剤収入実績の1カ月平均2,458万円の3カ月分で、7,367万4,000円です。

繰入金は、現在、予算額より増収をしていますが、これから先の収入も不確定なために1,153万7,000円をお願いし、雑入としては、旧病院事業の未収金が当初予算より3,200万円少なかったための減額であります。

歳出の内訳ですが、67ページをお願いいたします。

旧病院事業の未払い分が当初予算より少なかったために、その減額分も差し引いて、1総務費、施設管理費、一般管理費として、1報酬、医師等報酬がマイナス30万2,000円。3職員手当等がマイナス68万1,000円。4共済費補正分として、臨時職員社会保険料が98万3,000円で、未払い分がマイナス324万円で、計マイナス225万7,000円となります。7の賃金は、薬剤師3名分と助手0.5人分の3カ月分で670万円と、非常勤医師の外来業務終了後の入院患者診察分の時間外分と非常勤職員の時間外分が当初予算で計上されておりましたので、408万8,000円、非常勤看護師の夜勤業務手当107万1,000円を合わせて1,188万5,000円、旧病院事業の未払い分がマイナス70万5,000円で、計1,118万円。9旅費の未払い分がマイナス1万2,000円。11需用費の未払い分がマイナス92万1,000円。12役務費、未払い分がマイナス1万2,000円。13委

託料の未払い分がマイナス220万7,000円。27公課費、未払い分がマイナス173万7,000円で、一般管理費の補正合計は305万1,000円であります。

続きまして、医業費、診療費の11需用費ですが、医療材料費として、外来収入見込み7,367万4,000円の96%分の7,072万7,000円が医薬材料費、未払い分として1,628万円を差し引きまして5,444万7,000円です。13番の委託料は、医療機器保守委託料、病理検査委託料、医師派遣業務委託料の未払い分がマイナス315万8,000円。14の使用料及び賃借料は、医療情報システム等借上料、医療機器借上料の未払い分がマイナス62万2,000円。18備品購入費の未払い分がマイナス51万2,000円で、診療費の補正合計は5,015万5,000円であります。

続きまして、68ページの施設整備費ですが、15工事請負費、病院用途変更工事の未払い分がマイナス1,000円。

7の諸支出金、1償還金及び還付加算金、区分23償還金利子及び割引料の返還金として、平成28年11月分の診療分が労災に切りかわったために返金が必要となったための6,000円であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） いろいろ今説明をしていただいたわけなんですけど、非常に未払い分未払い分未払い分ということで△が多く並んでいます。それで、これに関してはどういうあれなのかというのをまず説明をお願いします。まとめて結構です。一つ一つの項目はいいので、何でこんなにマイナスが、なぜされているのかということです。

続きまして、66ページの雑入のところ、3,200万円のマイナスになっている、これが旧病院の未収金分だということだと思んですけど、旧病院の未収金分で予算的には1億8,500万円が予算計上されていると思います。それで、実際入ってきたお金が足りなかったんで、この3,200万円ということを出されてみえるんだと思んですけど、実際に入ってきた金額を教えてください。この3,200万円がマイナスになっている根拠が知りたいです。

続きまして67ページ、11番需用費5,444万7,000円、これが薬の3カ月分の薬品代だという部分の仕入れ分だと思んですけどね。それで、66ページの計のところの補正額7,367万4,000円、これが薬の売上高だと思んですけど。以前説明を聞いてきたのは、薬価差益は非常に少ないものだという部分でいくと、この11番の需用費の5,444万7,000円のところが多分7,000万円ぐらいになってくるはずなんです、普通は。ここの差がどういうことでこの金額が出たのか、まずは教えてください。

○議長（子安健司君） 小林診療所事務局長。

○診療所事務局長（小林好一君） まず歳出の未払い分ですけれども、年度末、2月、3月のときの職員数の賃金が早期退職によるもので減額されています。そういうものとか、あと光熱費とか、大体2月、3月に想定しておったよりもかなり払う部分が減ったということですね。要は患者が減って材料費も減っていますし、そういう部分で支払い分がかなり減ったということです。そこはよろしいでしょうか。

続きまして、薬の支払いの3,200万円の収入の部分ですね。これは、当初予算が1億8,500万円でした。それで、今回の収入見込みとして8月1日現在、今回は1億5,300万円という収入でした。その差が3,200万円ということです。

〔発言する者あり〕

1億5,300万円ということで、差が3,200万円ということです。

最後、実際、薬剤の購入費が7,072万円です、一応想定しているのが。それに未払い金の合計が3,039万円ありますので、それと今回出しました賃金等を足して、最終的に未払い金3,039万円を引きますと、歳出が5,321万円ということになります。だから、過年度分の薬剤の支払い分を精算していますので、その分、少なくとも払っていませんので、その分のマイナスと相殺してトータルこの金額ということです。

過年度分の未払い金として1,628万円という薬代がありますので、それを差し引いていますので、それを差し引いて、残りが5,444万7,000円ということになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 非常に複雑な補正予算の立て方だと私は思います。これから先は多分もうないからいいんだろうとは思いますが、以前1番の谷口議員が言ってみえたように、これは病院会計の、旧病院会計の経費としては幾ら、診療所としては幾ら、合計需用費として幾らというふうに、やはり明細をきちっと今まで出していないがために、これだけ複雑な補正予算書が出てくるのかなあと。解読するのに本当に意味がわからないという部分で非常に苦慮した部分があるんですが、きちっとやはり何かの形で、もう一度そこをわかるものがあるのであれば提示をしていただきたいという部分と。

もう一つ、一般会計のほうから1,153万7,000円の繰り入れになっています。この1,153万7,000円が一般会計のほうからの繰り入れをしなきゃいけなかった根拠を教えてください。

○議長（子安健司君） 小林事務局長。

○診療所事務局長（小林好一君） 先ほどもちょっと少しお話をさせていただきましたが、実際今予算上よりは収入が多いです。実際は多いんですが、あくまでもまだ4・5・6・7と4カ月の実績ですので、この先まだちょっと不安定な要素がありますので、収益の増分をここに充てるということはちょっと今回控えさせていただきました。よろしいでしょうか。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 今、特別会計なんですよ。以前は企業会計だったんです。会計基準がまず変わっているということを本当に認識されているのかということところが非常に私は疑問に思うところです。今後こうなるだろうとか、本当に要るから、お金がないから補正してくださいと、これだったら意味がわかるんです、足りないから。多分足りなくなるだろうでは困るわけなんですよ、そういう組み方では。

それと、1,153万7,000円が一般会計のほうから今繰り出しで出すような形の補正になっているんですが、6月のときに5,400万円の補正予算を玄関工事等で上げました。当然、入札差益があるはずですよ、何でその分は引かないんですか、教えてください。

○議長（子安健司君） 小林事務局長。

○診療所事務局長（小林好一君） 今回の玄関工事につきましては、まだ今回土地の改良工事とか、予算に組んでいなかった、見積もりになかったものがちょっと今発生してきています。そこで増額がされるおそれがあるので、まだ差金がどれだけということは、ちょっと今の段階では非常に出しづらい状況です。

[挙手する者あり]

○議長（子安健司君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 出しづらいから、わからないから下さいというのはおかしい話じゃないんですか。その話は、今我々は初めて聞いたわけなんですよ。普通、当たり前のように、当然その部分の入札金額がある程度は公示されていまして、わかっていますけど、当然その分が最初にここの補正予算のところできちっと調整されるべきではないんですか。それで追加工事がこうなったからという話の説明があって、これだけのお金がかかりますというのが私は当たり前な手順だとは思いますが、何で1,153万7,000円が一般会計の補正予算の繰り入れをしなきゃいけない理由になるのかというのは、大変私は疑問に思うところですが、明確にお答えができるのであればお答えください。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 確かに会計処理上は議員御指摘のとおりというふうに思っております、処理の手順につきまして、ちょっと不明確な部分があったということはおわびを申し上げたいと思いますが、先ほども事務局長が言いましたように、工事発注後、確かに地盤が黒ボク土で地盤改良をしなきゃいけないとか、そういうのが出てくるというようなお話がありまして、それを積算せんならんと。そのほかにもあるというような話がございます、それを、せっかく補正予算を組ませていただいた金額を食ってしまつてやると、その部分についてまた補正をお願いせんならんと、またおかしい話になってしまうということで、今回につきましては予算残

が、執行残があるということにかかわらず、とりあえずこうやって見させていただいたということで御理解を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第22 議案第86号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第22、議案第86号 平成29年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第86号について御説明を申し上げます。

歳出に、介護保険法改正に伴うシステム改修費及び前年度、国等からの負担金・交付金等の精算に伴う返還金で総額1,712万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,506万8,000円とする平成29年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては住民課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは、議案第86号 平成29年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

まず、73ページの歳出をよろしく願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の委託料でございますが、介護保険法の改正によりまして譲渡所得の特別控除の取り扱いが変更されましたので、それによります所得指標の見直しに伴うシステムの改修が必要になりますので、その費用76万8,000円を補正させていただくものでございます。

次の、諸支出金、償還金及び還付加算金の償還金利息及び割引料でございますが、平成28年度の介護給付費負担金等地域支援事業交付金、低所得者保険料軽減負担金の確定及びその精算により、各負担金等について返還が必要となりますので、返還額の合計額1,636万1,000円を計上するものでございます。

なお、介護給付費負担金等につきましては、前年度の実績に国・県のほうで一定の伸びを見込んで概算交付されておりますので、平成28年度実績として交付となったためでございます。

続きまして、72ページの歳入でございます。

歳出補正額に合わせまして、システム改修に係る国庫補助金22万円及び補助残の事務費とし

てのその他一般会計繰入金54万8,000円、そして負担金等の返還のための前年度繰越金1,636万1,000円の増額をそれぞれ補正させていただくものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第23 議案第87号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第23、議案第87号 平成29年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第87号について御説明を申し上げます。

歳出に、平井1号マンホールポンプが不調のため、修繕料で33万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,823万3,000円とする平成29年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明については省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第24 議案第88号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第24、議案第88号 平成29年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第88号について御説明申し上げます。

歳出に、東町地内のマンホールポンプにおいて、緊急通報装置の故障のため修繕料162万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,309万2,000円とする平成29年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

---

日程第25 議案第89号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第25、議案第89号 平成29年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 議案第89号について御説明を申し上げます。

収益的支出では、本年6月に発生した北部地域での濁水対策に伴い、滅菌用薬品費や修繕料など合わせて261万8,000円を増額、また資本的支出におきましても、濁水対策のための工事請負費など370万円を増額する平成29年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 兒玉水道環境課長。

○水道環境課長（兒玉勝宏君） 議案第89号 平成29年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

85ページをよろしく願います。

収益的収入の水道事業収益、営業収益、その他の営業収益、負担金の80万円の補正につきましては、当初予算で消火栓の設置を予定しておりましたが、除雪車等による受け枠の破損が相当進んでいるものが幾つかございまして、今年度につきましてはその修繕を行うことに変更し、資本的収入のほうから予算の組み替えをいたしたいというものでございます。

下のほうに行きまして、収益的支出、水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費の薬品費50万円につきましては、藤古川浄水場におけますマンガンさび、鉄さび等の流出防止対策といたしまして、前次亜塩素を注入いたすことにいたしました。そのための薬品費。

それから、その下の配水及び給水費の通信運搬費は、加圧ポンプ場の故障が今年度2度ほど起きておりますが、その発生時の連絡を直接職員の携帯電話に受けるための緊急通報装置を設置いたしたいと思っております。その電話料。委託料の41万3,000円につきましては、北部地域の濁りに対応するため、洗管作業などを実施した折、業者からの人的派遣もお願いしましたので、その委託料。修繕費につきましては、藤古川浄水場配水池の衛生設備工事64万8,000円と、先ほどの消火栓、受け枠修繕の80万円を予定しております。

総係費の手当22万4,000円につきましては、北部地域におけます夜間洗管作業の折の時間外勤務手当になります。

めくっていただきまして、86ページをよろしく願います。

資本的収入の負担金、工事負担金80万円の減額につきましては、消火栓、受け枠修繕への組み替え分でございます。

下に行きまして、資本的支出、建設改良費、原水及び浄水施設建設改良費の工事請負費345万6,000円につきましては、藤古川浄水場におけますマンガン及び鉄分の流出防止対応としての前次亜塩素素注入設備を新設するものでございます。

配水及び給水設備建設改良費の工事請負費の24万4,000円の補正につきましては、消火栓の設置工事費80万円の減、加圧ポンプ場緊急通報装置設置工事費としまして21万6,000円、空気弁設置工事費として82万8,000円を追加するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第26 報告第3号について（提案説明・質疑）

#### 日程第27 議案第90号から日程第36 議案第99号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（子安健司君） 日程第26、報告第3号 平成28年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから日程第36、議案第99号 平成28年度関ヶ原町病院事業会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

本案について、提案者の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） ただいま一括上程されました報告第3号から議案第99号につきまして、御説明を申し上げます。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政の健全化判断比率と資金不足比率の報告及び地方自治法第233条第3項の規定による平成28年度一般会計及び各特別会計決算、並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により企業会計決算を監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。審議の上、認定賜りますようお願いを申し上げます。

なお、主要事業の成果につきましては、お手元に配付の平成28年度主要施策の成果及び決算分析表をもって説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、報告第3号の健全化判断比例及び資金不足比率の報告であります。実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましてはカウントされませんでした。実質公債費比率は12.9%、将来負担比率は62.4%となり、資金不足比率につきましては各会計ともカウントされませんでした。

次に、議案第90号から議案第99号の決算認定についてであります。

一般会計の決算規模は、歳入42億5,868万9,000円、歳出40億1,214万3,000円となったところであり、これを平成27年度と比較いたしますと、歳入は2,445万3,000円の減、歳出は6,205万3,000円の増となりましたが、内容的には関ヶ原病院への財源補填による補助費等の増額によるものであります。実質収支といたしましては、2億2,807万8,000円の黒字決算となったところであり、

性質的に見ると、扶助費、公債費、維持補修費、補助費等が増加し、人件費、普通建設事業費、投資・出資・貸付金等が減少するという結果となりました。

今後の地方財政は依然厳しい状況が続くと思われ、一層の行財政の簡素効率化、経常経費の節減・合理化を図るとともに、事業の重要性、緊急性に配慮をしながら健全財政を維持するため一層の努力が必要であると思っておりますので、引き続き御理解賜りますようお願いいたします。

次に、7つの特別会計については、歳入総額が27億7,691万8,000円、歳出総額が25億3,791万7,000円となり、平成27年度と比較して、歳入は4,293万円、歳出で8,055万2,000円の減額となりました。歳出の増減の主な要因は、後期高齢者医療、介護保険、玉農業集落排水事業、今須農業集落排水事業において増となったものの、国民健康保険、介護サービス事業、公共下水道事業の減により、全体として特別会計では減となっております。

また、企業会計のうち、水道事業会計の収益的収支では、営業収益1億6,437万3,000円に対し、営業費用は1億8,042万4,000円となり、営業損失は1,605万1,000円となりました。対して営業外収支は1,048万2,000円の黒字でしたが、給水収益の減少と設備修繕費用の増加により、平成28年度純損失594万5,000円となりました。資本的支出としては、安定的な供給対策のため、建設改良費として宝有地内配水管整備工事、西町地内下水道工事に伴う配水管布設がえ工事、築田地内配水管布設がえ工事など4,649万8,000円を要したところであり、

病院事業会計では、収益的収支の医業収支では、医業収益が15億6,195万8,000円、医業費用19億1,432万4,000円となり、医業損失は3億5,236万6,000円となりました。医業外収支などを加減した結果、平成28年度純損失は3,169万2,000円となったところであり、資本的支出としては、建設改良費として診療所への転換に向けた施設の用途変更工事等に6,309万7,000円の投資を行いました。平成29年度より診療所として特別会計となったことに伴い、公営企業法適用外となりました。地方公営企業法施行令第6条第1項の規定に基づき、平成28年度決算は従前の例によって行いました。また、平成28年度病院事業会計における債権・債務につきましては、国民健康保険特別会計（直診勘定）へ引き継いでおります。

以上をもちまして、一括上程されました平成28年度各会計決算の提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

なお、一般会計の平成28年度財政状況の概要につきましては、企画政策課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 吉田企画政策課長。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） それでは、平成28年度一般会計の財政状況の概要について御説明をさせていただきます。

最初に、議案書の90ページをよろしく願いをいたします。

報告第3号 平成28年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございますが、健全化判断比率の数値のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額がないためカウントはされませんでした。

次に、実質公債費比率につきましては、昨年より0.7ポイント下がって12.9%となっております。

将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である将来負担比率につきましては、昨年より5.6ポイント下がって62.4%となっております。

資金不足比率につきましては、公営企業会計、各会計とも資金不足が発生しなかったためカウントはされませんでした。

次に、平成28年度の決算について御説明をさせていただきます。

お手元の平成28年度主要施策の成果及び決算分析表の12ページをよろしく願いいたします。

この表は決算状況の推移であります一番右の平成28年度の欄をごらんください。

歳入総額42億5,868万9,000円で、歳出総額40億1,214万3,000円となっており、実質収支額は2億2,807万8,000円となりました。実質収支額を前年度と比較すると9,230万3,000円減少し、実質単年度収支は、基金の取り崩しがあったことから1億8,201万8,000円のマイナスとなっております。

地方公共団体の経常一般財源の規模をあらわす標準財政規模は、前年より減となり28億2,604万4,000円となりました。

基金につきましては、財政調整基金は3億1,749万4,000円、減債基金は4億2,780万2,000円となっており、その他特定目的基金を含め基金の総額は13億9,953万8,000円となっております。

13ページのほうをお願いいたします。

地方債の残高は41億7,712万9,000円となったところでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

15ページの財政指数の推移であります。表の右から2列目の平成28年度の指数が示されております。まず財政力指数であります。3年平均の指数は0.510と年々指数が下がってきております。

実質収支比率は、標準財政規模と実質収支額の割合でございますが、8.1と3.2ポイント下が

りました。

次に、経常収支比率であります、財政構造の弾力性を示すもので、低いほどよいわけですが、87.6と前年度より7.4ポイント高くなりました。

次に、公債費関係の指数は低いほどよいわけですが、公債費比率は5.9と0.3ポイント高くなりました。

起債制限比率の3年平均は5.1となっております。

また、財調比率は高いほどよいわけですが、3.1ポイント下がりました11.2となっております。

そのほか決算状況の概要につきましては、10ページ、11ページは文章で、12ページ以降は表であらわしており、16ページ以降はそれぞれの目的に沿って分類をし、各年の推移をあらわしておりますので御参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、財政状況の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（子安健司君） ここで、監査委員から監査結果の報告を求めます。

監査委員 室義光君。

○監査委員（室 義光君） 御指名を受けましたので、決算の監査結果について報告させていただきます。

平成28年度水道事業会計及び病院事業会計の審査につきましては8月2日に、一般会計及び特別会計並びに基金運用状況の審査につきましては8月17日に、それぞれの関係職員の同席のもと、水野代表監査委員とともに、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等を関係諸帳簿と照合いたしまして審査を行いました。

審査の結果につきましては、各会計とも関係諸帳簿及び証拠書類と符合し正確であることを認め、かつ予算の執行状況につきましても適正であることを認めましたので、ここで報告いたします。

以上、簡単ではありますが、決算監査の御報告とさせていただきます。以上です。

○議長（子安健司君） これより報告第3号 平成28年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 12.9ポイントと前年度に比べも0.7ポイント下がったということで、年々下がってきているわけですが、特に大きな下がった要因というのは何でしょうか。

○議長（子安健司君） 吉田企画政策課長。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 実質公債費率が12.9というふうに下がったというのは、これは3カ年の平均ですので、今回は平成26年度から平成28年度の3カ年の平均をとっています。昨年は平成25年度から平成27年度ですので、25年度の公債費が多かったのが下がったということで、今回たまたまこれは下がったという状況ですので、その辺御理解をいただきたいと思います。平成25年度がピークでしたので、今度は1年ずれましたので、3カ年の平均がずれますので、その分下がったということで御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） ということは、3年平均ということなので、特段新たな借金をふやसानんだという理解でよろしいのでしょうか。

〔「そうですね」の声あり〕

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これをもって報告第3号の報告を終わります。

ここでお諮りいたします。日程第27、議案第90号から日程第36、議案第99号までにつきましては、例年どおり構成された決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第90号から議案第99号までにつきましては7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

なお、企業会計につきましては会期中の審査とし、最終日に採決、その他の会計につきましては閉会中の継続審査といたしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

ここでお諮りいたします。議案第90号 平成28年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第99号 平成28年度関ヶ原町病院事業会計決算の認定については、各決算審査特別委員会に審査を付託することに決しましたので、質疑は省略したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後0時01分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に楠達男君、副委員長に谷口輝男君が選任されましたので御報告をいたします。

なお、水道事業会計の決算審査の日時は9月12日火曜日午後1時から、病院事業会計の決算審査の日時につきましては、同じく9月12日火曜日午後3時から開催されることに決められましたので御報告をいたします。

---

### 散会の宣告

○議長（子安健司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あす8日から20日までの13日間は議案調査等のため休会としたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、あす8日から20日までの13日間は休会とすることに決しました。

来る9月21日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締め切りは13日の午後5時までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後0時03分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長 子 安 健 司

会議録署名議員 川 瀬 方 彦

会議録署名議員 谷 口 輝 男